

国民健康保険からのお知らせ

■問合せ 住民課国保医療グループ（資格・給付）（☎ 74-3002）
税務財政課税務グループ（賦課・納税）（☎ 74-3003）

国民健康保険税の税率などが変わります

国民健康保険は、病気やケガをした時に安心して医療が受けられるように加入者が保険税を出し合い、お互いに助け合う制度です。国の国民皆保険制度を支え

る医療保険であり、将来にわたって安定的に運営していく必要があります、

■洞爺湖町の現状

洞爺湖町の国民健康保険は、2015 年度に保険税率などを改定して以来据え置いてきましたが、医療費は高止まりしており、今後も国保会計は大幅な赤字が見

込まれます。

この赤字を埋めるため、一般会計から多額の補てんを受けています。

■赤字解消を目指して

国保会計の赤字を計画的に削減・解消するため、保険税率などについて 21 年度の町議会で議論を進め、22 年度に保険税率を改定することとなりました。

加入者の皆さんにご負担いただくこととなります

が、国民健康保険財政を取り巻く厳しい状況にご理解とご協力をお願いいたします。なお、所得が一定の額以下の世帯には、保険税を軽減する制度があります。

令和 4 年度からの新しい税率など

区 分 (対象者)		加入者全員				40 ～ 64 歳の加入者	
		医療保険分		後期高齢者支援金分		介護納付金分	
		改正前	改正後	改正前	改正後	改正前	改正後
所得割	所得に対して	8.70%	8.70%	2.00%	2.00%	1.10%	1.10%
資産割	資産に対して	23.40%	23.40%	9.00%	9.00%	4.90%	4.90%
均等割	一人当たり	16,000 円	23,000 円	4,000 円	7,000 円	4,500 円	4,500 円
平等割	一世帯当たり	25,000 円	25,000 円	6,000 円	6,000 円	4,500 円	4,500 円
課税限度額		630,000 円	630,000 円	190,000 円	190,000 円	170,000 円	170,000 円

※令和 4 年度の納税通知書は 7 月上旬発送予定

未就学児の均等割軽減

令和 4 年度から未就学児（6 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日以前である被保険者）の均等割額が軽減されます。法定軽減が適用される低所得世帯に属す

る未就学児の均等割額については、当該軽減後の均等割額をさらに 5 割軽減します。未就学児の軽減を受けるための申請は不要です。

■国民健康保険税の概要

国民健康保険事業に要する費用に充てるための目的税。

以下の 3 区分で構成されます。

- ・医療保険分…医療分の支払いにかかる課税額（加入者全員）
- ・後期高齢者支援金分…後期高齢者支援金などの納付に要する費用にかかる課税額（加入者全員）
- ・介護納付金分…介護納付金の納付に要する費用にかかる課税額（40 ～ 64 歳までの加入者が対象）

■国民健康保険税の納税義務者

国民健康保険税の納税義務者は世帯主になります。世帯主が国民健康保険に加入していない場合でも世帯の中に国民健康保険の加入者がいる場合は世帯主が納税義務者となります。